

支援策とかそういったことのお話もございましたし、先ほど江口委員から第5次総合計画のレインボープランの話等ともありましたので、ぜひ25年度にしっかりと各層から意見もいただくような努力をしながら、26年度からそういったメッセージを強く全国に発信しながら、ぜひその際に米も検討しなきゃいけないなと思ったところです。

○内谷重治市長 3番、江口忠博委員。

○3番 江口忠博委員 ありがとうございます。
質問を終わります。

高橋孝夫委員の総括質疑

○安部 隆委員長 次に、順位2番、議席番号13番、高橋孝夫委員。

○13番 高橋孝夫委員 よろしくお願ひします。

私は、市民生活の向上を願ひながら総括質疑を行います。3点について質問を申し上げますので、それぞれ明快な答弁をいただきますようお願いをしておきたいと思ひます。

質問の第1は、児童センター父母の会が弁当給食を提供する事業についてです。

平成25年度の一般会計当初予算に民生費の児童センター費で児童センター給食提供支援事業補助金として417万9,000円が計上をされています。子育て支援課の資料によりますと、児童センター父母の会が、好き嫌いなく、バランスのとれた給食を集団で楽しく食事する習慣を子供たちに身につけさせるため実施している給食提供事業に対して、1食当たり100円を助成する制度だと。児童の健全な発育、保護者の仕事と子育ての両立支援及び経済的負担の軽減を図ることを目的として、平成25年1月中旬から実施をしていますと説明をされています。

この児童センターにおける給食導入について

は、要望が多いものでありまして、実質的に給食の設置義務がない児童厚生施設でどのように導入をするのかについては議論の多い事業でもあったと私は感じています。

既に1月中旬から事業が実施をされているわけで、何を今さらと言われそうですが、一つは、この給食納入業者が私どもには先月の厚生委員会協議会で初めて明らかにされました。二つは、長井市のまちづくりを考えたときに、現在実施している給食提供の形態が果たしてなじむのかどうか私は疑問を感じたということなどから、以下お伺いをしたいと思ひます。

まず第1点は、父母の会の事業という位置づけにしたのはなぜか、市の考え方はどのようなものだったのかについて、子育て支援課長にお伺いをいたします。

給食提供事業に関して、私たちに初めて報告があったのは昨年10月の厚生委員会協議会、その次は11月の厚生委員会の協議会、そして先月19日の委員会というふうなことになると思ひます。一番最初に私どもに報告があったときは、この事業は市からの委託事業として展開するという内容でありました。しかし、2回目の報告では、委託事業ではなく、父母の会の事業として展開していくということになったわけです。そこで恐縮ですけれども、当初に市が考えていたこの児童センターでの給食提供事業そのものについて、当初の考え方を再度お聞きをしたいと思ひます。よろしくお願ひします。

○安部 隆委員長 種村正一子育て支援課長。

○種村正一子育て支援課長 高橋孝夫議員のご質問にお答えします。

初めに、児童センターの給食提供事業の検討経過について説明をさせていただきます。

平成23年の7月に実施しました児童センターの利用に係る保護者アンケートにおいて、83%の保護者の方から給食を利用したいという要望をいただきました。それで、同年の8月に開催

しました児童センター運営委員会に報告したところ、給食導入について速やかに検討すべきのご意見をいただきました。その後、県内の児童センターの給食実施状況を調査し、給食の導入方式について内部で検討いたしました。

初めに、学校給食調理場を利用して提供することができないかについて検討いたしましたが、現在の規模で学校給食衛生管理基準をようやく満たしている状況であったことから、新たに児童センターの給食を調理し、提供することは困難であるというような結論に至りました。

その後、旧清水保育園が昨年3月で廃園になったわけですが、その旧清水保育園の調理設備を活用し、改修工事により対応できないか検討いたしましたが、旧清水保育園は第一種中高層住居専用区域に建てられておいた関係で、工場扱いとなる給食センターの整備は認められないというような状況でした。それで……。

（「その経過は、これ見るとわかる。だから、そういうことを踏まえて検討した結果、こういうふうにして提案したんだという、提案したということ」の声あり）

○種村正一子育て支援課長 はい。

初めに、長井市の給食提供の事業の内容としては、弁当給食方式で週3回弁当を提供するというようなことで、実施主体については、初め9月、保護者全体に説明した際は父母の会で実施主体となって取り組んでほしいというようなことでお願いをしたわけですが、もし、万が一、食中毒等事故があった際に責任の所在について不明瞭になるというようなことで、改めて市が主体的に行うというようなことで変更をしたところでした。

その後、厚生常任委員会協議会において、市が実施主体として運営をしたいというようなことで説明を申し上げましたが、その後、いろいろ調べてみますと、法的にクリアできない面が出てきました。

第1点は、地方自治法施行令第158条の規定による収入の委託に関する規定ですが、そちらにおいて父母の会へ給食費の徴収業務を委託することが法令上好ましくないということ、あともう一点は、地方自治法第210条に規定する総計予算主義の原則から、弁当提供事業について市の補助金相当額で父母の会へ委託するのは適切でないというふうなこと、あともう一点は、市の食数に応じて生産を行うというふうなことで父母の会と話し合いをしてきましたので、市のほうで食数に応じた生産対応を行うには相当ちょっと準備の時間を欲しいというふうなことで説明したところ、できるだけ速やかに対応してほしいというようなことがございまして、改めて父母の会のほうに実施主体となっていたいて、市のほうから補助金を交付して対応していただくというふうなことでお願いをしたところでした。

以上です。

○安部 隆委員長 13番、高橋孝夫委員。

○13番 高橋孝夫委員 経過については、そのとおりなんです。私、ちょっと今回、一番最初お聞きをしたいのは、最初は委託事業として市は考えたわけです。だけど、それは今ほど課長が言われるように、なじまないようだ、どうも。実際その給食をつくる場所でもないわけだね、父母の会というところは。そこに委託をするというのはやっぱりなじまないということなどもあって、じゃあ、補助金をあげましようというふうなことになったと。

ただ、整理をしなきゃならない問題がここに出てきてるわけです。それは何かというと、この事故対応に不安がある。一番最初は事故対応のことも考えたから委託事業をしましようというふうな考えてたんだと思うんです。だけど、どうもそうはなりそうもないというので、実際は補助事業にしたわけですけど、それでもこの事故等の対応については、というと

ころは残るわけなんですよ。そうでしょう。そこをどういうふうに整理をされたんでしょうか。

11月に私どもに示された報告では、可能な限り市がかかわりをもって対処するというふうに言っているわけですが、そのときには具体的にこうするっていうのは何も示されていないんです。その後、資料をいただきましたけれど、今度はこういうふうに書いている。児童センター父母の会と協定などを結び、市が窓口となり対処できるよう検討しますというふうに言っているわけです。だとすると、この協定書を示していただきながら、こういうふうにしたんだというところで説明をいただきたいのです。

そのことをまずお願いをしたいわけですが、同時に、これ、市と例えば社会福祉協議会が指定管理になってる児童センターもあるわけですが、そういうところの関係の契約書や協定書やっていうのはどういうふうになりますか。そここのところもわかるように、ぜひお聞かせをいただきたいと思います。

○安部 隆委員長 種村正一子育て支援課長。

○種村正一子育て支援課長 事故等の対応につきましては、市が運営主体であっても基本的には弁当の製造をなされている事業者が製造法責任法という法律に基づいて賠償責任を負うという状況になっております。

それで、もし万が一、事故が起こった場合は、市が事務的な手続を保護者と一緒に協力させていただくっていうようなことで基本的に対応させていただきたいというふうに考えてます。

基本的に弁当給食を実施する場合は、市が実施主体であろうが保護者が実施主体であろうが、最終的な賠償責任は弁当事業者が責任を負うっていうような形になりますので、ただ、保護者会が実施主体で運営していただいて、もし万が一、事故があった場合は市が事務手続等について協力をしながら実質的に主導的に対応させていただくというように考えております。

○安部 隆委員長 13番、高橋孝夫委員。

○13番 高橋孝夫委員 私どもにいただいた資料だと、協定書を結んで、そこで明確にして市がちゃんと窓口になれるようにというふうに言っているんです。これ、何でこういうことを言っているんだかっていけば、単純なんです。各児童センターの父母の会と納入業者が契約をするわけですよ。そこに市は介在しないわけよ、何にも、出てこないわけだ。だとすると、市がしゃしゃり出ていく、そういう権限も何にもないのよ。だから、そういう協定書か何かで整理をしておかないと、出られなくなるのではないのかという、過分配慮でこういう言い方っていうか、こういうことで進めますっていうふうにおっしゃったんだと思うんです。だから、その内容を示していただいて、こういうふうにしてるんです、だから、問題ありませんという私は答弁が欲しいんですけども、そこはどうですか。

○安部 隆委員長 種村正一子育て支援課長。

○種村正一子育て支援課長 お答えします。

父母の会との覚書、あるいは協定については、済みません、ちょっと対応が遅れておりますけれども、今内容を検討しておるところです。

過日といえますか、昨年になりますけども、市の弁護士さんのほうともちょっと相談をさせていただいて、いろいろ検討をさせていただいたんですが、協定等を結ばなくても実質的な市の施設の中で提供するような場合は、ちょっと忘れてしまいましたが、そういう事実背景があるために市が責任を自動的に負うというふうな形になるということもございましたので、その辺も含めていろいろ検討を進めていきたいというふうに思っています。

○安部 隆委員長 13番、高橋孝夫委員。

○13番 高橋孝夫委員 弁護士さんと話をされたっていうのはわかりますけれど、だとすると、その話を各父母の会にしました。父母の会からは、だから、一番最初市から申し出たときは、

父母の会と話をしたときは委託事業を進めるからという話をして、しかしいろいろ調べてみたら、やっぱり補助事業にするというふうにして、ただこここの問題、事故の対応のところは気になるからということで、わざわざ文書なども出して厚生常任委員会にはそういう説明をしてるわけです。だけど、実際は協定必要ない、大丈夫だっていう話を、じゃあ、各父母の会のそれぞれの代表者とはされて、それは各父母の会では了承しているという理解でよろしいですか。

○安部 隆委員長 種村正一子育て支援課長。

○種村正一子育て支援課長 お答えします。

父母の会が11月に改めて説明をさせていただいてご了解をいただいております。ただ、協定あるいは覚書等については、ちょっと準備が遅れておったというようなことで、早急に進めていきたいというふうに考えております。

○安部 隆委員長 13番、高橋孝夫委員。

○13番 高橋孝夫委員 手続論で言うつもりないんですけど、心配してるわけですよ、やっぱり。当初、父母の会の役員してた人は給食を提供する際に自分たちが事業者になるんだって考えていなかったんだと思うんですよ。だけど、お話があって、いろいろ議論をしていくうちに、どうも早急に実施するにはこの方法しかないよんだということで踏み切られたんだと思うんです。だけど、それはそういうふうにして実施する際は、いろんな事故対応なども含めて、問題があったときに父母の会が前面に立つなんていうことではなくて、市がちゃんとバックアップしてくれるという、そういうやっぱり安心感というか、後ろ盾があるからやれるんだと思うんですよ。そういうところをちゃんとしていかなないと、もう既に1月からやってるわけで、これはぜひ早急に、懸念しているところ、これを解消するための努力を私はしていただきたいというふうに思いますが、そこはどうですか。

○安部 隆委員長 種村正一子育て支援課長。

○種村正一子育て支援課長 検討経過においては、検討委員会の最終的な結論としては、父母の会が実施主体となり、給食提供事業を実施するっていうようなことで最終的にまとめて、9月に全員の保護者に周知をしたところでした。

ただ、その後、一部の保護者の方から、今、高橋委員からお話いただいているように事故時の不安があるというようなことで、改めて市が実施主体となって行おうということで事業の取り組みを行ったわけです。それで、10月の中旬に厚生常任委員会協議会のほうに説明した際は、市が主体的になって実施していきたいというようなことでちょっとお話をさせていただいたんですが、その内容の説明において法的にクリアできない面があるというようなことで、改めて保護者会のほうへ実施主体になってくださいということで、11月お願いをして了解をいただいている経過がございます。

今、ちょっとお話いただきました対応については、保護者に不安が生じないように適切に市が主体的に対応できるように検討をして、対応していきたいというふうに考えております。

○安部 隆委員長 13番、高橋孝夫委員。

○13番 高橋孝夫委員 ぜひ、それはきちっと対応していただきたい。父母の会の役員っていうのは1年でかわるんですよ。もうかわる時期でしょう、今。新たな、今度役員体制になるわけです。そのときに、私、スムーズにいくなきゃっていうことがうんと心配です。

これ、約束していただきたいんですけど、決して児童センターの、例えば指定管理者でやってるところは社会福祉協議会の職員というふうになるわけですけども、直営でするとこは市の保育士というふうになるわけですけども、現場任せにしないで子育て支援課がちゃんと説明をして、こういうことでやってるんだ、こういう問題はこういうことでクリアできるんですけどっていう説明をきちっと行っていただきたいと

と思いますが、どうですか。

○安部 隆委員長 種村正一子育て支援課長。

○種村正一子育て支援課長 給食提供事業を実施して、おおむね2カ月近くなるわけですが、検証ということで今週の月曜日にも各父母の会の代表者に集まっていただいて、改善が必要な点等についていろいろお話をさせていただきました。

来年度以降についても同じ体制をもって、よりよい給食事業を目指していくというようなことで保護者の方と市が、当然子育て支援課が中心となって調整を図りながら、よりよい提供事業に努めていきたいというふうに考えているところです。

○安部 隆委員長 13番、高橋孝夫委員。

○13番 高橋孝夫委員 だから、そういう検証をしながら進めますというのにも触れられていますから、それは当然やってもらって結構なんですけれども、きちっと子育て支援課で説明なり対応もすんなだということを言っていただきたいというふうに申し上げてるんですが、そこはどうですか。

○安部 隆委員長 種村正一子育て支援課長。

○種村正一子育て支援課長 今回の給食提供事業に当たりまして、各児童センターの父母の会全員を対象に児童センターごとに説明会をさせていただいて、ご意見を伺いながら1月中旬からスタートをさせていただいたところでした。

今後につきましても、事業についてその都度保護者全体に説明をしながらご理解をいただいて進めていきたいというふうに考えております。

○安部 隆委員長 13番、高橋孝夫委員。

○13番 高橋孝夫委員 よろしくお願ひします。

次の、この納入業者の関係についてお聞かせをいただきたいと思います。

先月の委員会協議会では、この給食納入業者はエムカイワ株式会社というところに決まったんだと、この会社は山形市に給食の工場があって、南陽市を經由して各児童センターに搬送

されるというふうな説明を受けたわけです。

私は、この報告をお聞きをして、ちょっと残念に感じました。事業主体が、これ市ではなくて各児童センター父母の会、ここが判断したというふうになるわけで、それぞれの判断を尊重するということになりますけれども、それにしても残念だと感じました。

今、市の喫緊の課題というのは、これは地域経済が元気を取り戻すことで、この地域で雇用が少しでもふえていくこと、そういうことにつながるのだと思います。しかし、この市内にこれまでになかった児童センター園児たちへの給食提供という新たな事業機会がふえたことによる市内経済などへの影響等も考えていただけないか、私、何とも言えない気持ちです。

単なる景気刺激策、あるいは雇用創出などではなくて、長井市の場合は地産地消を標榜し、レインボープランのまちとしての考え方もあると思いますが、結果としては地産地消にもつながらない。これ、どういうふうに、私も整理していいのだろうかと、ずっと悩んでいます。

課長に伺いますけれど、納入業者選定までの子育て支援課と各父母の会との検討内容はどうだったのか。選定作業の段階で候補に挙がっている3社、市内1社、市外2社、この工場見学とか、あるいは事業内容の調査などはどのように行われたのか、具体的な業者選定までの間に市としての考え方を考慮いただくスキ間みたいなのはなかったのか。

そもそもこの候補として挙げた企業、業者の中で何で市内は1社だけなのかということ、あのあたりは、ちょっと私は疑問なわけです。ここについて、まずは整理をしてお聞かせをいただきたい。

○安部 隆委員長 種村正一子育て支援課長。

○種村正一子育て支援課長 業者の選定については、域内において幼児弁当の提供実績のある事業所についていろいろ調査をさせていただ

きました。具体的には、特に保護者の関心のある献立の内容、アレルギー対応、あるいは弁当の集金方法等、あるいは工場の衛生管理基準についていろいろ確認をとらせていただいて、一覧表にまとめさせていただきました。

特に長井市内の業者につきましては、幼児弁当の提供実績のある企業が1社というようなことで、いろいろ当たってはみたんですが、非常に300食以上を一括して調理ができる事業所が長井市にはほかになかったというような状況でした。

以上です。

○安部 隆委員長 13番、高橋孝夫委員。

○13番 高橋孝夫委員 わかりました。

市長にちょっと伺いますけれど、私、今回のこの判断はもう既にスタートをしてるわけですが、否定するわけにはいきませんし、事故などのないように、それこそ、スムーズに展開してほしいなというふうには思っています。

ただ、この間ちょっと決め方も含めて、実施までの間の取り組み、見てみますと、ちょっと乱暴でないのかなど。もう要望があって、早く早く進めたいからっていうところだけで判断してきたのではないかという、どうもそういう感じがして仕方がないんです。

事業を進める、例えば業者委託をする、あるいは指定管理者制度を導入するなどの場合もそうですけれど、やっぱりできればこの地域の企業あるいは業者などに仕事ををお願いをするなど、そこら辺が基本になると思いますけれど、そういうところもまだ育っていない中で無理くり実施をしていく、させたいと、していかなければならないというところに問題があったのではないかっていうふうに私は感じているんですけれども、市長はどう、この辺はお感じになっておられますか。

○安部 隆委員長 内谷重治市長。

○内谷重治市長 お答えいたします。

高橋委員おっしゃるのもよく理解できますが、現実的な問題として、保護者の皆様、父母の会からの強い要望があります。それは、給食と、これは保育園と幼稚園は提供してるわけです。それと、保育園と幼稚園は延長保育も含めて、また、保育園の場合はいわゆる3歳児未満も受け入れているわけですね。そういうふうな社会状況になってるんですよ。これはご存じだと思います。

そういった中で、とにかく延長保育は議会からもご理解いただいて進めたわけです。しかし、給食についてはいろいろ検討したんですが、なかなかそう簡単にはいかないと、かといって、じゃあ、学校給食調理場を新たに建てるかっていっても、これはいろいろな準備をすれば実現までやっぱり最低で二、三年はかかるわけですから、それで待っていただけるかという、やはり保護者の皆さんは一日でも早いそういった取り組みを望んでおられたということでありまして、課長からもありましたように、アンケート調査などを実施した後、満足度調査をしたところ、園によって違うんでしょうけども、致芳児童センターの場合ですと、例えば93%の方が満足してると、満足してないという方はゼロなんです。

ですから、こういったこともやっぱり尊重しなきゃいけないと、ただ、非常に地元で受けることができなかったというのは残念であります。しかし、そういうふうな民間の業者さんがまだ育成されてないということしか、それしかないんじゃないかと。両方満たされれば一番いいわけですが、少しでも、まず片方だけでも実現していくことが行政としての役目だというふうに判断したところなんです。

○安部 隆委員長 13番、高橋孝夫委員。

○13番 高橋孝夫委員 市長が今答弁された中身、私も理解はできます。けども、進める側としては、もう少しやっぱり配慮が欲しかった

などというふうに私は感じています。

次のところに移りたいわけですが、私どもがいただいたこの資料には、こういうふうに書かれています。学校給食共同調理場改築時に児童センター児童の給食も調理し、提供できるよう検討しますというふうに触れられています。これは、今、市長が言われた、何年間か待ってもらえるかというところにつながっていくんだろうと思います。この考え方もあると思います。同時に、私は別の角度からも検討してほしいなというふうに考えています。その一つは、先ほど来、申し上げていますが、このレインボープランのまちとしての具体的実践を展開するための手法です。

以前にも申し上げましたが、地域の児童センターと小学校を一体とした調理施設を設置することで、地場野菜なども取り入れ、地産地消と地域ごとに新たな雇用機会と産業を起すことができる自校給食方式、これを一緒に検討してもらいたいというふうに思うんです。

市長は以前、人的な問題だと、それから、衛生対策のこともありますというご答弁をいただいています。そのとおりだと思います。ただ、今検討中の第5次総合計画の中の地域計画、これをつくること、そうしたいというふうに言われているわけですが、それぞれの地域をどう構想して経営をしていくかということ。その中で、幼児や、あるいは児童生徒をどう育てていくのかという計画づくりと、それをいかに具体化していくのか、いわば誰に担ってもらいかということもあわせて考えるのであれば、私はこれから地域コミュニティーの力によることが一番実態に合って、そして地域実情に合った中身が確保できるのでないかっていうふうに考えているわけです。こういったところも検討の一つとして私は乗せてもらいたいというふうに考えているわけですが、ここについての見解をお聞かせいただきたい。

○安部 隆委員長 内谷重治市長。

○内谷重治市長 お答えいたします。

将来のあり方については、この児童センターの給食の問題のみならず、小中学校の学校給食については、現実的な対応としては、やはり学校給食共同調理場、これをできるだけ早目に改築をいたしまして、その中で児童センター等々の給食も食缶方式で直接できるようにやりたいというふうに思っているところです。

委員からありました、小学校、中学校、あるいはその児童センターでの自校での給食というのは理想ではありますが、解決しなければいけない課題がたくさんあるというふうに思っております。それらについては、やはり今年度25年度に策定する第5次総合計画の中で方針はもう定めなきゃいけないだろうというふうに思っています。

ちょっと長くなって恐縮ですが、自分の経験から言いますと、小学校のときは自校給食でしたんで、やっぱりだんだん昼近づくとかわかってくるんですね。こういう、それで食のありがたみとか、それがなおかつ地元の野菜とか果物とか、そういった食材を使ったものを温かいうちにすぐ食べさせられるというのが、これ一番でありますけれども、それが果たしてどこまでできるかというあたりを、やはり現実的対応として考えなきゃいけないというふうに思っています。

なお、総合計画における地域計画、これについては、まずハードの部分については、地元の皆様には希望として、こういうソフト事業をするためにこういったハードも必要だということは上げていただいているわけですが、ハードを、こういうのをまずつくって、それからどうのこうのっていうことでなくて、ソフト事業として考えていただきたいと。それに支援するような形で必要なハードは我々も実施計画の中とかで考えていくというふうな整理の仕方をしてるつもりでございまして、そういった意味で

は、地域の皆さんがどういうふうな、何ていう
んでしょかね、幸せに暮らせるための教育の
ためのそういった考え方をされるかによってい
ろいろ対応方法があるので、そこは方針では定
められないと思いますので、3年に1回は実施
計画、あるいは前半の5年、後半の5年とかの
そういった計画の中で必要なときは盛り込んで
いけるのではないかというふうに考えてます。

○安部 隆委員長 13番、高橋孝夫委員。

○13番 高橋孝夫委員 市長が考えている現実
的対応という考え方は、それはそれで私は理解
せざるを得ないと思います。ただ、ともすると、
地域における雇用創出であるとか、あるいは景
気対策であるとかっていうところは、大綱をか
かけがちですけど、身近に、その地域にそうい
う機会があるのだということ、それに気づき、
それをやっぱり拾って実践をしていくという
ことが、私はこの前、人文学部の教授が言われ
たとおりの地域主義だと思っているんですけども、
そういうところでね、ぜひつなげてもら
いたいし、これからもここについてはいろいろ
申し上げさせていただきたいと思います。

もう一つあるんですけど、児童厚生施設と
しての児童センターというところが、やっぱり
私はポイントになってくるのでないかなという
ふうに感じてますが、市長言われたとおり、保
育所でもない、幼稚園でもない、このあり方、
とっても宙ぶらりんです。規制もあんまりない
わけです、そのかわり。だけど、それがいいこ
とでもあり、だけどなかなか、例えば給食など
の問題が出てくると、どういうふうにしようか
って悩まざるを得ないということになってきて
いるんだなと感じているんです。認定こども園
って言われていました。今回また政権かわって、
また違うこの構想が出てきそうですね。そうい
うふうに、ころころころころ変わる中で、児童
センターというこの市の今までの位置づけをや
っぱり見直してみるということが必要になって

きているんでないかっていうふうに私は感じま
すけれど、ここはどういうふうに、市長は捉え
ておられますか。私は、見直すんなら早いほう
がいいというふうに思いますけれども、考え方
あればお聞かせをいただきたいと思います。

○安部 隆委員長 内谷重治市長。

○内谷重治市長 高橋委員がおっしゃいましたよ
うに、国の政策に合わせて児童センターを、機
能を充実させていこうというふうに考えており
ました。そうしますと、いろんな意味で国のほ
うの支援も受けやすくなりますし、また、いろ
んな保護者の皆さんの多様なニーズと言ったら
失礼ですけども、あるんだと思いますね。それ
を受け入れるには、やはり地域地域で児童セン
ターを総合こども園のような、いわゆるゼロ歳
児からある意味では受けられる部分も望まれて
いるんだろうし、少なくとも2歳児とか3歳児
から受け入れられるような保育園の機能と、そ
れとやはり従来の児童センターと、それから幼
稚園的な部分の、いわゆる教育ですね、そちら
の部分の機能をどう持たせて、それが、例えば
保育に欠けるご家庭と保育に欠けないご家庭と、
どういうふうな形でうまくマッチできるかとい
うことを、やはりできるだけ国の施策なんて待
ってられないのかなというふうに、今回政権
がかわって、またかわりましたので、できるだ
け市民の皆さんが、あるいは子供が本当に幸せ
に育つことができるような保育のあり方をやっ
ぱり検討しなきゃいけないというふうに思っ
てます。

○安部 隆委員長 13番、高橋孝夫委員。

○13番 高橋孝夫委員 これいろんな議論があ
るんだと思いますけれど、ぜひこれからオーブ
ンにさせていただいて、私どもも議論に入れて
いただきたいということだけ申し上げておきたい
と思います。

ちょっと時間がないんですけど、二つ目の
質問に入りたいと思います。

2年もたって今ごろこんな話しすんのかって言われると、これちょっと私もしょうがないことだなんていうふうに思いますけれど、現実的に震災から2年が経過をしました。しかし、課題が解決をしたかっていえば、これは報道でも明らかなように、津波の被害もそうだし、福島第一原発の被害はもうなおさらそうですけれども、帰ることもできないというそういう事態が続いておって、解決が長引いているという、そういう事態が現状だというふうに思っています。

私が今回申し上げたいのは、福島県内に住んでいる、いわゆる、ここには入っていきませんというそれ以外の自治体が抱えている問題と直結をして、長井市も何かできないかという思いで実は申し上げたいというふうに思っています。

これまで、例えば、比較的福島県内でも線量が高いというふうに言われている福島市あるいは福島市周辺、郡山市などについては、中学生以下の子供、それから妊婦には、何だっけ、バッジいうんですけれども、線量計が配付をされておりまして、それをつけて外へ出るときはつけて出なさいというふうに言われておりました。同時に言われているのは、外で遊ぶのは1日何時間というふうなことを、ずっと制限をされていました。40分以内にしなさい、1時間にしなさい、自由に外で遊ぶことができたというふうな状況にはないんです。そういう中で、各自治体はどういう対応をとってきたかっていうと、屋内の施設をとにかく確保して、そこで、屋外で遊ぶことは制限せざるを得ないから、そこで遊んでくださいということで対応してきたというふうにこれ言われてまして、実際、私も郡山で確保した施設、これはニコニコ子ども館というところですけども、見せていただきました。いっぱいです、やっぱり、人が。だけど、本当にここで、外はとっても明るいのに、外に出て遊べないっていうのは、これはつらいなという感じを率直に思ってきました。

いろんな取り組みをしているわけですが、肝心の、外で遊ぶことができない、出ることができないというのはあんまり改善されていないんです。ただ、そうこう言っていますけれど、この間、除染作業なんかをずっと取り組んできたこともあって、放射線量がやっぱり減ってきているということがあって、例えば郡山市の原子力災害対策直轄室っていうのがあるんですけど、ここでは、先ほど申し上げたバッジ式の放射線量の積算計、これを解析をして、専門家に見てもらって、ほぼ大丈夫じゃないかっていうそういう見解が出て、ようやく今、去年まではだめだったんですけれども、こんどは外である程度は遊んでいいよというふうなところまで来たというふうに言われています。それでも、それでも団体によっては1日何時間というふうな制限を課しているところがあるわけです。

この間たまたま行ったときに、私ちょっと驚いたんですけれど、歩道を歩いた親子、母親と小さな子供でした、1年生ぐらいの。その子供が、落ち葉を拾おうとしたんですよ。母親がいきなり、さわっちゃいけないって、さわったとすれば、早く手を洗ってというふうにしかるんです。これは私のほうの感覚では、子供はすぐ花でも何でもさわるわけですが、それも敏感になっているというふうな状況なんだなって、やっぱりまだ終わってないんだなという、実は感じをしてきました。

そういう状態にある自治体と、とにかく連携できないだろうか。長井市ができることなんて、そんなにたくさんのはできませんけれど、しかし、放射線量を心配なく外で遊ぶことはできるわけです。四季それぞれの移ろいをも、これやっぱり感じ取ってもらえる、そういう特性は持つてると思うんです。そういうことをぜひ少し、四季それぞれに、ここの時期これ、ここをこうできないか、夏休みできないか、あるいは幼稚園の場合なんかだと親子行事なんかある

わけですから、それ1日こっちへ来てもらえないかとか、いろいろあります。中学校あるいは小学校であれば、スポーツ少年団の関係であるとか部活動の関係であるとかで、例えばJヴィレッジに行ったとかいろいろな関係を持っています。そういうところを生かして、長井市が受け入れる、そういう検討、体制づくりができないかっていうのが私の思いなんです。

ぜひ市長からは、そういう考え方で、ちょっと二番煎じじゃないかっていうふうに言われるところもあると思いますけれど、お考えがあればお聞かせをいただきたいのと、教育長からは、中学校なんか、あるいはスポ少なんかも、先ほど申し上げましたけれども、結構つながり持っています。そういうところも生かした取り組みがどうなのかっていうことで、見解をお伺いをしたいと。

○安部 隆委員長 内谷重治市長。

○内谷重治市長 答えいたします。

1年半ぐらい前だと思ったんですが、東京のほうの全国的なNPO組織と連携を図って、赤ちゃん一時避難プロジェクトというものを長井市として受け入れようと。これ、新潟のほうは結構あったんですね。これはまだ福島ということよりも被災地全般、特に若いお母さんと赤ちゃんが疲れてると、かわいそうだということで、ほんじゃあ私どももやりますということで手を挙げたんです。山形県では私どもだけだったと思うんですが。それで、課題は、結局被災地のほうで誰か声をかけて集めてくれる人、送ってくれる人がいないとだめなんです。結局、我々は待ってましたけれども、残念ながらこれは成立しませんでした。

したがって、今、高橋委員おっしゃったことも、むしろ今だからこそやるべきだと。3年目に入ったわけですね。だんだん記憶が薄れて、当時は、最初のときは福島の子供たちがかわいそうだっていう声があったんですが、やっぱり

だんだん記憶に薄れていきますから、今こそそういうことをやる意義があるのかなと私どもも思っています。

特に、長井市の場合ですと、南相馬市とか周辺のご家族中心に避難されておりますので、一つ手としては、そういったところに問いかけてみると、どうでしょうかと。これはやっぱり役所間でやらないとだめですね。被災されて間もなく、これは多賀城のほうと交流したときは、多賀城の市役所の商工観光課が窓口になって、私どもの商工観光課が受け入れとなって、バスをチャーターして、2週間にわたって、合計6台ぐらいだと思いましたが、疲れている人たちに長井に来てもらって、花を見てもらって、食事して、温泉入って、歌を聞いて帰ってもらおうというのをやりましたが、同じような形でやるのが一番いいんじゃないかなということで、ちょっとお金のほう、お金っていうか、どういうやり方が一番いいのかも含めて、やっぱり一度相談してからしたほうがいいのかと思います。

あるいは、福島の全市町村に手紙で、こういう用意があるけどそういうニーズがありますかということ、例えばそういう対応をされている担当課のほうに文書で問い合わせをするっていうことも必要なのかもしれない。その辺なんかは、ぜひこれは考えていかなきゃいけないのかなと改めて強く思ったところです。以上です。

○安部 隆委員長 加藤芳秀教育長。

○加藤芳秀教育長 高橋委員からのご質問にお答えいたします。

ちょうどけさ、私もNHKのテレビで、福島の幼児施設の様子を見せていただいて、外遊びっていうのは本当に大事なんだなということ認識したところでありました。委員がご指摘のことは、そのとおりでないかなというふうに思っております。教育委員会としても、そういう

ことで、できることがあればぜひ頑張っていきたいと思います。

中学校とかスポ少で、確かに遠征等で交流のあるところがあるのでないかと思います。どちらかというと、この春の時期に、雪のないところに行って練習試合をさせていただくという、こちら側から出向いていった、震災前はそういうことが多かったのではないかなと思いますが、震災後はなかなかそこら辺ができなくなっているのかなというふうに思います。

ただ、屋内のほうで、震災直後にバレーボールであるとかそういった屋内のスポーツが、なかなか体育館もままならないっていうときに、こちらに来ていただいたっていうことがあったと思います。そんなことで、つながりのあるところはあると思いますので、要望があって協力できることがあるっていうことであれば、ぜひ協力させていただきたいというふうに考えております。

○安部 隆委員長 13番、高橋孝夫委員。

○13番 高橋孝夫委員 ありがとうございます。

全市町村について、市長おっしゃいましたが、その必要はありません。線量低いところあるんです、会津とかあっちのほうはもうほとんど線量低くて、そういう制限しているところありませんから。線量の高いところ、だから福島島の災害対策室ってありますから、そこへ聞くとわかります。そこを窓口にして言っただけならばというふうに思いますし、ぜひ発信し続けてほしいんです。言ったけど、来ねからやめでなくて、もうずっとやってほしい、そのことだけ申し上げたいと思います。

3点目の菜なポートについてですけど、ちょっと時間がないので、はしょって済ませませんが、質問をさせていただきたいと思います。

農林課長にお伺いをしますけれど、3年間の総括なんていうことで書きましたが、そこは抜

きにして、売上高も、それからお客様もふえました。ふえて、順調に伸びているって、それはわかります、私もこれいいことだと思います。そのお客様の中身を少し教えてもらいたいです。

一つは、愛菜館に行ってた人たち、あるいは伊佐沢直売所で用を済ませていた人たちとの関係で言うとどうなのか。これは傘下に入っている部分ですから、そう大差はないんでしょうけれども、その整理と、市内にあるスーパーであるとか、あるいは八百屋さんであるとかというところの関係ではどうなのかと。そして、この事業を始めるときに議論になりました、長井市の市民が、例えばどりいむ館であるとかそういうところに流れている、それを市内に戻すためにもこれが必要だっという議論がありました。それはどういうふうになっているのか、観光客はどれぐらいなのかなどについて、ちょっとあんまり長くしゃべられると困りますけれど、整理してお願いします。

○安部 隆委員長 那須宗一農林課長。

○那須宗一農林課長 高橋委員のご質問にお答えを申し上げます。

まず、簡単に申し上げますが、市内の直売所、伊佐沢と愛菜館がございましたけれども、3年間の平均を見ますとほとんど変わりが無いというふうな状況のようで、年間の売上金額は変わりが無いという状況のようです。

伊佐沢の直売所について、今年度、作物のできなどもありまして、ちょっと下がっておりますが、平均を見ますとそれぞれ変わりが無いというふうな状況でございます。

あと、もう一つ、市外の直売所、特に白鷹町のどりいむ館でございますけれども、どりいむ館については年々販売額が増加しているというふうにお聞きしております。特徴的なことを直接聞いてもらったんですが、震災以降、福島県や宮城県などからもかなりお客さんがふえてい

るというふうなことだそうでございます。

では、菜なポートはどうかと申し上げますと、観光客と市内、市外のお客様の区別をした統計はとってございませんので、詳細わかりませんが、いろいろな状況などを、大ざっぱな形ではやっぱり市内の方が多いのではないかというふうな感覚は持っているところでございます。

あと、もう一つ、市内の商店などについての影響はどうかというお話でございますけれども、商工会議所とか商工振興課に直接的な相談は、やはり今まではなかったそうでございます、売り上げに関して。ただ、統計的な売上額とか個店の売上額をお聞きしますと、ここ数年やっぱり減少傾向にあると、この原因としては、例えば人口減少とか、あといろいろ景気の低迷など、そういった要因もありまして、直接菜なポートが原因だったかどうかまではきちんと把握できないというふうな内容でございます。

もう1点でございますが、たしか菜なポートを開設するときいろいろお話があった、議論があったわけでございますが、その当時の資料をちょっとひもときました。それを見ますと、ちょうど全国消費実態調査という調査がございまして、そこから推計した数字がございまして、そこから推計した数字がございまして、長井市民が市外の一般小売店、スーパー、量販店など、いわゆるお店ですね、以外のところの、直売所とかを利用した購買額ですか、年間大体4億円程度あるんでないか、4億3,000万円程度あるのでないかっていう推計、当時したようでございます。こういったことを考えますと、菜なポートを開設することによって地産地消が進んだというふうなことは言えると思いますし、そういった方々も長井市内でお買い物いただけるようになったのではないかなというふうに考えております。

○安部 隆委員長 13番、高橋孝夫委員。

○13番 高橋孝夫委員 ありがとうございます。統計がないところもあるわけですけど、

私はどおりいむ館に行く長井市の客は本当に減ったと思います。そういう人は、菜なポートを利用されていると。これは前進だと思います。ただ、これはちょっと課長とは見解が違いますけれど、市内のスーパーであるとか八百屋というところは間違いなく影響を受けている。これは私もじかに話を聞かせていただいておりますけれど、そういうふうな状況になっているんだと思うんです。

確かに市外に出ていた人の流れは変えることはできたということはあるんですけど、しかし、同時に、同業他社といいますかね、そういうところに対する影響っていうのはやっぱりあったんだというふうには、私はこれ、ちゃんと認めていく必要があるんだと思うんです。そのことを踏まえた、これからは対応をしていく必要があるし、状況は、これは真摯に受けとめていく必要があるというふうには考えています。

そこで、もう一つお伺いしますが、施政方針の中では市が支援策をして運営をしてきたんだというふうには言ってます。その支援策っていうのはどういうもので、どれくらいの額だったのか。それからもう一つは、今度は自立して安定的な経営を目指していきます。地場産業振興センターと生産者組織が一体となつてとこうなるわけですけど、自立して安定的な経営をするということを額面どおりとっていかって、いうところをちょっと問題だと、問題ではないかと私は思ってます。ですから、これまでの支援策と、これまでって平成24年度までの市が行ってきた支援策と、25年度以降はそれらがどうなるのかについて、まずお聞かせください。

○安部 隆委員長 那須宗一農林課長。

○那須宗一農林課長 平成23年度と24年度については、緊急雇用事業を活用して、必ずしも菜なポートだけではございませんが、あわせて、例えば行者菜などの特産物の振興事業も兼ねて支援をしてきたところでございます。23年度は

900万円ほどで、24年度は1,400万円ほどの緊急雇用事業を委託してきたという経過があります。そういった中の一部で、市内の農産物の販売PRといたしますか、そういったことも兼ねて行ってきたところでございます。

25年度につきましては、同じように緊急雇用事業でいろんな、行者菜とかあと新野菜などの販売PRとか加工の研究などをする事業を行いますし、その中で雇用も生まれてきますので、その分について若干、菜なポートの部分の支援はあるのかなと。全てではございませんが、あるのかなというふうに考えております。

今後の考え方でございますけれども、基本的には市からの、市といたしますか、いわゆるほかからの支援ではなくて、菜なポートが自立していけるような運営を目指していくというふうな、考えているところでございます。

特に、23年度の、例えば決算を元にしたシミュレーションを実際に行っておりますけれども、大体1億4,000万円程度の売り上げを目指しますと、ほぼ収支が均衡するというふうなことがございますので、今年度大体1億3,000万円、ちょっと欠けるくらいなのかなと今、売り上げを予想されておりますので、来年度頑張ればその辺にまでは行って、売り上げが伸びるんでないかというふうに考えております。そうなりますと、現在の菜なポート単体での運営は十分可能ではないかというふうに思っておりますので、これまで以上にやっぱりみんなで運営に頑張っていかなければならないのではないかなと思いません。

○安部 隆委員長 13番、高橋孝夫委員。

○13番 高橋孝夫委員 私、申し上げたいのは、平成25年度っていうのは、じゃあ今まで、平成24年度まで認定、24年度まで行ってきた緊急雇用などを含めてこれは支援をするのだという理解なのでしょうか。それが一つと、もう一つは、これからは市が離れるわけ、離れてはいないわ

けですけれど、直接的には市というふうなことにはならないわけですが、地場産業振興センターが主体なんですか、生産者組織が主体なんですか。それとも、合体をして新たな組織をつかって、そこが全ての責任を持って運営をしていくというふうなことになるんですか。そこもあわせてお聞かせください。

○安部 隆委員長 那須宗一農林課長。

○那須宗一農林課長 平成25年度につきましては、先ほど申し上げましたように、緊急雇用の事業も一部活用しながら運営をしていくという形になります。

あと、今後の運営でございますが、運営につきましては、引き続き地場産業振興センターが担うという考え方を持っております。3年程度をめどにいたしまして、生産者などで組織する形態を設立したいとも考えておまして、生産者の皆さんで構成する菜なポート運営協議会というのがございますが、そちらのほうで今、協議をいただいているところでございます。以上でございます。

○安部 隆委員長 13番、高橋孝夫委員。

○13番 高橋孝夫委員 地場産業振興センターがその主体になるって、当面、当面ですね、これね、ということはわかりました。整理をもう一回させていただきたいんですけど、緊急雇用を入れるのわかりました、25年度もね。そのほかに、例えば地場産業振興センターに対するいろんな補助金などもあるわけですけど、そういうようなもの入っていませんか。あるいは、生産者組織が受ける補助金、これも入っていませんか。そこを列挙して示していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。そこだけお聞かせください。

○安部 隆委員長 那須宗一農林課長。

○那須宗一農林課長 菜なポートの運営にかかわりまして、農林課のほうで持っております予算の中では、直接菜なポートの運営とは関係ござ

いませんが、既存の直売所、例えば愛菜館さんとか伊佐沢の直売所さんの運営組織が、もう少し運営をブラッシュアップするための研修とか、そういったものに対する補助金は予算化しております。

○安部 隆委員長 13番、高橋孝夫委員。

○13番 高橋孝夫委員 時間がありませんでしたので、これで終わりますが、後でまたお聞かせいただきたいと思います。ありがとうございました。

○安部 隆委員長 以上で通告による総括質疑は終わりました。

これから各会計予算の細部審査に入ります。

なお、質疑に当たっては、答弁者並びにページ数をお示しの上、お願いいたします。

議案第2号 平成25年度長井市 一般会計予算についての質疑

○安部 隆委員長 それでは、議案第2号 平成25年度長井市一般会計予算の1件について、歳入から順次質疑を行います。

まず、1款市税から12款使用料及び手数料までの質疑を行います。

一般会計予算事項別明細書では、11ページから19ページまでであります。ご質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○安部 隆委員長 質疑もないので、質疑を終結いたします。

次に、13款国庫支出金から20款市債までの質疑を行います。

19ページから32ページまでであります。ご質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○安部 隆委員長 質疑もないので、質疑を終結

いたします。

次に、歳出の質疑に入ります。

まず、1款議会費、2款総務費について質疑を行います。

33ページから52ページであります。ご質疑ございませんか。

8番、大道寺 信委員。

○8番 大道寺 信委員 35ページの職員厚生事業のところでしょうか。これについてちょっとお聞きをいたします。

総務課長にお聞きしますけれども、職員福利厚生事業委託料の中の協議会に示された資料に委託料の積算の内訳ってありまして、長井踊り参加者等弁当代っていうのは、1,000円掛ける100個って、10万円って出てるんです。これ間違いないと思いますけども、この根拠、いわゆる弁当代1,000円っていう根拠について教えてくださいたいと思います。

○安部 隆委員長 飯澤常雄総務課長。

○飯澤常雄総務課長 協議会でお示ししている資料は、今、大道寺委員からあったとおりでございます。私もちょっと配慮欠けた資料だったなというふうに今、反省しているところではありますが、お祭りの市民のパレード、これ復活する際に、その主体となる職員のところの食費ですね、食事代、それから、お祭り終わった後の、パレードが終わった後の打ち上げ、ささやかな打ち上げでございますけども、そういった部分の経費ということで、弁当代というふうには書いておりますけども、例えば漬物とかつまみとかですね、そういったつまみ類等も含めて、一人頭大体1,000円ぐらいのところの見当ではないだろうかということの積み上げということであります。

なお、飲食等の大部分については、管理職親交会あるいは職員団体等のほうからご理解をいただいて、いろいろさまざまご協力をいただいた中で対応しているところでございます。